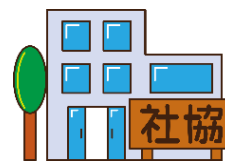




生活困窮者自立支援事業



多久市生活自立支援センターだより

すてっぷ

第117号（2026年9月発行）

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）からのお知らせです。
当センターでは、生活困窮者自立支援事業の業務に関する情報提供等を行い、
定期的に広報誌【すてっぷ】を発行しています。
この広報誌を通じ、当センターの事業の理解や周知に繋がれば幸いです。

令和8年熊本地震

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内

この度の令和8年熊本地震で被災された皆さまへ、心よりお見舞い申し上げます。
今回、被災された世帯に対し、一時的な生活費をお貸しする災害時特例貸付の受付が開始しました。本貸付は、被災地から佐賀県内に避難された世帯も対象となっております。被災された方・避難された方がいらっしゃいましたら、ご周知いただきますようお願いいたします。

● 貸付対象

① 下記の市町村に住所を有し、佐賀県内に避難された方

熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、
合志市、美里町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、
氷川町、芦北町、津奈木町

② 今後、佐賀県内に当分の間（1カ月以上）居住する方

③ 継続的に連絡が取れる方

④ 借入申込者の本人確認ができる方

⑤ 送金可能な金融機関口座を有している方（借入申込者名義の口座）

● 貸付金額…原則 10 万円以内。ただし、以下の場合は 20 万円以内。

- ・世帯員の中に被災による死亡者がいる場合
- ・世帯員に要介護者がいる場合
- ・4人以上の世帯である場合
- ・世帯員に被災による重傷者や妊産婦、小学校修了までの子どもがいる場合

無利子
保証人不要
※返済は必要

● 据置期間…貸付の日から 1 年以内 / 償還期間…据置期間終了後、2 年以内

● 受付窓口・問い合わせ先…避難先の市町村社会福祉協議会

多久市に避難された方は多久市社会福祉協議会
にて受付いたします。↓連絡先はこちらです↓

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）

☎ 0952-75-3593

相談時間 8:30~17:00

閉館日 土・日・祝・年末年始

時間外の相談については
事前にお問い合わせください。

相談員：北島・安藤・小野原・山田